

あんずましい三内地域の会会則

(名称)

第1条 本会は、あんずましい三内地域の会（以下「会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、別表に定める町会の区域（以下「地域」という）の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住み良い地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上、レクリエーション及び少年健全育成等に関すること。
- (2) その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、地域に居住する住民並びに地域内を活動範囲とする町会及び各種活動団体とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、本会会長の住所地に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 事 2名

- 2 役員は、会員の互選により選任する。
- 3 会長及び監事は、他の役員を兼ねることができない。
- 4 理事は、事務局長及び会計を兼ねることができる。
- 5 必要に応じて、本会に顧問を置くことができる。

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、会務及び事業の執行に当たる。
- (4) 事務局長は、文書の收受、発送、記録等会務の処理に当たる。
- (5) 会計は、本会の出納その他の会計事務を処理し、関係帳簿類を管理する。
- (6) 監事は、会計の状況を監査する。
- (7) 顧問は、運営に関する重要な事項について、会長の求めに応じ意見を述べることができる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。

(会議の種類)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(通常総会)

第10条 通常総会は、年1回開催する。

(臨時総会)

第11条 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

(会議の構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、「監事を除く」役員により構成する。

(招集)

第13条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 総会及び役員会を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時並びに場所を示し、通知しなければならない。

(総会の機能)

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) 地域計画の改正に関する事項

2 前項に定めあるもののほか本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(役員会の機能)

第15条 役員会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 総会に付する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他本会の運営に必要な事項

(議決)

第16条 総会並びに役員会の議事は、出席者の過半数をもって決議する。

2 前項において同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第17条 本会の運営に関する経費は、青森市からの助成金の他、本会の趣旨に賛同する個人及び団体等の賛助金・寄付金・補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日で終わるものとする。

(会計監査)

第19条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成 24 年 6 月 2 日から施行する。
- 2 平成 24 年 6 月 2 日開催の総会において決議された役員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、平成 24 年 6 月 2 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 24 年度の会計年度は、第 16 条の規定にかかわらず、平成 24 年 6 月 2 日から始まり平成 25 年 3 月 31 日で終わることとする。

附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 31 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

町 会 の 区 域（順不同）
西滝町会・三内第一町会・相野第一町会・岩渡町会 孫内町会・三内第二町会・三内丸山町会・出町町会 稲元町会・切島町会・三和町会・出町第二町会 大湯町会・西富永町会・三内第三町会・滝内町会 浪館第三町会・稲元第二町会・シャトーム青森町会 稲元第三町会・西近野町会

附 則

この会則は、平成 31 年 3 月 10 日から施行する。

会の名称の変更

この会則は、令和 3 年 5 月 2 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）から相野第一町会削除

町 会 の 区 域（順不同）
西滝町会・三内第一町会・岩渡町会 孫内町会・三内第二町会・三内丸山町会・出町町会 稲元町会・切島町会・三和町会・出町第二町会 大湯町会・西富永町会・三内第三町会・滝内町会 浪館第三町会・稲元第二町会・シャトーム青森町会 稲元第三町会・西近野町会